

仕 様 書

1 業務名

支障枝除去他作業（疏水第二分線）

2 業務の目的

落下や通行支障等の危険性がある支障枝の除去他の作業を行うものである。

3 履行期限

令和8年10月9日まで

4 履行場所

疏水第二分線（左京区下鴨西本町～下鴨東桜木町）

5 業務範囲

別紙箇所図、写真のとおり

6 業務内容

（1）支障枝（枯枝等）除去

以下の樹木について、枯枝・腐食枝等落下の可能性のある枝を除去すること。なお、直径10cm以上の切断面には、薬剤（殺菌癒合材）による防腐処理を行うこと。また、サクラに関しては、切断面が5cm以上で薬剤（殺菌癒合材）による防腐処理をすること。

- ①サクラ C=99cm
- ②サクラ C=147 cm
- ③モミジ C=149 cm
- ④モミジ C=62 cm
- ⑤モミジ C=111 cm
- ⑥モミジ C=97 cm
- ⑦サクラ C=186 cm

（2）切り戻し剪定

以下の樹木について、樹冠を縮めるための剪定を行うこと。詳細については、別紙写真参照。

- ①センダン（高木）C=約200 cm

（3）支障木伐採

以下の樹木について、できるだけ地際近くで伐採すること。残した根株からのひこばえ等を抑制するため、縁部面取り及び表面切込み（網目状）を実施すること（幹周30cm未満の樹木は実施不要）。

- ① エノキ C=17cm
- ② エノキ C=20 cm

- ③ クスノキ C=20 cm
- ④ エノキ C=38 cm
- ⑤ エノキ株立ち C=35、45 cm
- ⑥ イチョウ株立ち C=11、22、22、23、25 cm
- ⑦ トウカエデ C=91 cm
- ⑧ モミジ C=110 cm
- ⑨ ナンテン
- ⑩ エノキ C=74 cm

(4) 枯損木伐採

以下の樹木について、できるだけ地際近くで伐採すること。

- ①モミジ C=125 cm
- ②サクラ C=100 cm
- ③モミジ C=118 cm

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- (1) 作業に要する材料費、労務費、処分費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- (2) 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- (3) 作業にあたっては、通行の車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
- (4) 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (6) 作業中、事故はじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。